

幌加内町地域防災計画

【資料編】

令和2年6月

幌加内町防災会議

目 次

1	条例等	1
1-1	幌加内町防災会議条例	1
1-2	幌加内町防災会議運営規定	3
1-3	幌加内町災害対策本部条例	4
2	協定一覧	5
2-1	行政機関関係	5
2-2	医療救護対策関係	5
2-3	物資等供給対策関係	5
2-4	燃料供給対策関係	5
2-5	建築土木対策関係	6
2-6	他の応急対策関係	6
2-7	その他	6
3	基準・様式	7
3-1	北海道への災害報告様式	7
3-2	自衛隊派遣要請の要求様式	12
4	災害対策資料	14
4-1	土砂災害警戒地区	14
4-2	指定緊急避難所、指定避難所及び福祉避難所	15
4-3	危険物貯蔵所等所在一覧	16
4-4	救助法による救助の種類、程度、方法及び期間	17
4-5	除雪作業基準	21
4-6	ヘリコプター着陸発着可能地	22
4-7	幌加内町湖水・山岳遭難等の搜索救助対策要綱	23

1 条例等

1-1 幌加内町防災会議条例

制定 昭和 37 年 10 月 23 日条例第 18 号
改正 昭和 40 年 4 月 22 日条例第 21 号
改正 昭和 47 年 6 月 23 日条例第 12 号
改正 平成 2 年 3 月 1 日条例第 3 号
最終改正 平成 11 年 12 月 15 日条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、幌加内町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幌加内町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 幌加内町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 26 条に基づく事項を調査審議する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は幌加内町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 士別地方消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 士別地方消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関、又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、20 人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道の職員、幌加内町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

1 この条例は、昭和37年10月17日から施行する。

2 幌加内町防災会議条例(昭和37年条例第11号)は、廃止する。

附 則(昭和40年4月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年6月23日条例第12号)

この条例は昭和47年7月1日から施行する。

附 則(平成2年3月14日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年3月1日から適用する。

附 則(平成11年12月15日条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

1-2 幌加内町防災会議運営規定

制定 平成2年3月1日防災会議規定第1号

(趣旨)

第1条 幌加内町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び幌加内町防災会議条例（昭和37年条例第18号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である幌加内町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(委員の異動報告)

第5条 委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、簡易なものについては、会長が定める。

附 則

この規定は、公布の日から施行し、平成2年3月1日から適用する。

1-3 幌加内町災害対策本部条例

制定 昭和 37 年 10 月 23 日条例第 19 号

改正 平成 8 年 3 月 18 日条例第 6 号

改正 平成 24 年 6 月 27 日条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき幌加内町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 18 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 27 日条例第 19 号）

この条例は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

2 協定一覧

2-1 行政機関関係

No.	協定名	締結先	概要
1	北海道広域消防相互応援協定	北海道内の市、町、消防の一部事務組合	消防の応援
2	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道の市、町、消防の一部事務組合	消防防災ヘリコプターの応援
3	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	土木施設等の被害における応援
4	小平町・幌加内町・沼田町3町防災協定	小平町、沼田町	食料・飲料水・物資・資機材の提供、職員の派遣、車両等の提供、被災者の受け入れ、住宅提供等
5	かみかわの絆 19	上川管内の町村	食料・飲料水・物資・資機材の提供、職員の派遣、車両等の提供、被災者の受け入れ等
6	災害時における北海道及び市町村相互の応援協定に関する協定	北海道、北海道市長会及び北海道町村会	食料・物資・資機材の提供、職員の派遣、車両等の提供、被災者の一時収容施設の提供等

2-2 医療救護対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定書	深川医師会	救護部隊の編制及び派遣

2-3 物資等供給対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	飲料水の提供
2	災害時における物資の供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	応急生活物資の供給等

2-4 燃料供給対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	災害等の発生時における幌加内町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	LP ガスに係る被害状況、応急装置及び復旧状況の情報提供、LP ガス設備の撤去等の安全対策
2	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	空知地方石油業協同組合	ガソリン、軽油、灯油及び重油等の供給

2-5 建築土木対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	災害時における応急対策業務に関する協定	道北電気工事業協同組合深川支部	町が所有する施設の設備等の応急措置及び復旧
2	災害時協力協定書	一般財団法人北海道電気保安協会	公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動、及び電力復旧工事の監督、指導及び検査
3	災害時における応急対策業務に関する協定	上川地方建設業協会連絡協議会	上川管内の建設業者で組織する連絡協議会と管内市町村の応急対策業務に関する協定
4	災害時における幌加内町と幌加内建設業協会の協力体制に関する協定書	幌加内町建設業協会	障害物及び廃棄物の除去、応急復旧等

2-6 他の応急対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	幌加内町と日本郵便株式会社幌加内町内郵便局との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社 幌加内郵便局	情報の相互提供

2-7 その他

No.	協定名	締結先	概要
1	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	防災啓発情報の発信に関する協定

3 基準・様式

3-1 北海道への災害報告様式

(北海道災害情報等報告取扱要領 別表1)

災 害 情 報			
報 告 日 時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関 <small>(総合振興局又は振興局・市町村名簿)</small>		発 信 機 関 <small>(総合振興局又は振興局・市町村名簿)</small>	
受 信 者 <small>(職・指名)</small>		受 信 者 <small>(職・指名)</small>	
発 生 場 所			
発 生 日 時	月 日 時 分	災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量		
	河川水位		
	潮位波高		
	風 速		
	そ の 他		
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路		
	鉄 道		
	電 話		
	水 道 <small>(飲料水)</small>		
	電 気		
そ の 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)	月 日 時 分設置	
	(設置日時)		
	(名 称)	月 日 時 分設置	
	(設置日時)		

(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数	
	(救助実施内容)				
応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時
	自主避難				
	避難勧告				
	避難指示				
(4) 自衛隊派遣要請の状況					
(5) その他措置の状況					
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
	市町村職員	名			
	消防職員	名			
	消防団員	名			
	その他(住民等)	名			
	計	名			
その他	(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

(北海道の災害情報等報告取扱要領 別表2)

被害状況報告 (速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				月 日 時 分				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の指名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道	河川	箇所		
	行方不明	人			工事	海岸	箇所		
	重傷	人			砂防設備	箇所			
	軽傷	人			地すべり	箇所			
	計	人			急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全壊	棟			道路	箇所			
		世帯							
		人							
	半壊	棟				河川	橋梁	箇所	
		世帯							
		人							
	一部破損	棟				小計	箇所		
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟				漁港	箇所		
		世帯							
		人							
床下浸水	棟		下水道	箇所					
	世帯								
	人								
計	棟		公園	箇所					
	世帯								
	人								
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		計	箇所			
		その他	棟						
	半壊	公共建物	棟			漁船	沈没流出	隻	
		その他	棟		破損		隻		
	計	公共建物	棟		計		隻		
					漁港施設	箇所			
					共同利用施設	箇所			
					その他施設	箇所			
					漁具(網)	件			
					水産製品	件			
			その他	件					
			計						

項目				件数等	被害金額(千円)	項目				件数等	被害金額(千円)
④ 農 業 被 害	農地	田	流出・埋没等	ha		⑦ 林 業 被 害	道 有 林	林地	箇所		
			浸冠水	ha				治山施設	箇所		
		畑	流出・埋没等	ha				林地	箇所		
			浸冠水	ha				林産物	箇所		
	農作物	田	ha		その他			箇所			
		畑	ha		小計			箇所			
	農業用施設		箇所		一 般 民 有 林		林地	箇所			
	共同利用施設		箇所				治山施設	箇所			
	営農施設		箇所				林地	箇所			
	畜産被害		箇所				林産物	箇所			
	その他		箇所				その他	箇所			
							小計	箇所			
	計				計		箇所				
⑧ 衛 生 被 害	水道		箇所		⑪社会教育施設被害						
	病 院	公 立	箇所		⑫社 会 福 祉 設 等 被 害	公立	箇所				
		個 人	箇所			法人	箇所				
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所				
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道普通	箇所		—		
	火 葬 場		箇所			鉄道施設	箇所				
計		箇所		被害船舶(漁船除)		隻					
⑨ 商 工 被 害	商 業		件			空 港	箇所				
	工 業		件			水 道	戸		—		
	そ の 他		件			電 話	回線		—		
	計		件			電 気	戸		—		
⑩公 立文 教施 設被 害	小 学 校		箇所			ガ ス	戸		—		
	中 学 校		箇所			ブロック塀等	箇所		—		
	高 校		箇所			都市施設	箇所				
	その他文教施設		箇所		計			—			
	計		箇所		被 害 総 額						
公共施設被害市町村数				団体		火災	建物	件			
り災世帯数				世帯			発生	危険物	件		
り災災者数				人		消防団出動延人数		人			
消防職員出動延人数				人							
災害対 策本部 の設置 状況	道(総合振興局又は振興局)										
	市町村名		名 称			設置日時			廃止日時		

災害救 助法適 用市町 村名	
補足資料（※別葉で報告） <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 	

3-2 自衛隊派遣要請の要求様式

自衛隊災害派遣要請要求書

第 号
年 月 日

北海道知事 様
(上川総合振興局長)

幌加内町長 印

災害派遣要請要求について

このことについて、下記のとおり災害の状況及び派遣を要請する事由により自衛隊の災害派遣要請を要求いたします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 ~ 年 月 日 時

3 派遣を希望する区域及び活動内容

区域の域図を添付のこと

活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所

5 その他参考となる事項

連絡責任者 市町村名

職名

指名

電話番号

自衛隊災害派遣撤収要請要求書

第 号
年 月 日

北海道知事 様
(上川総合振興局長)

幌加内町長 印

災害派遣撤収要請要求について

年 月 日付け 第 号をもって要請を要求した災害派遣につきましては、次の日時をもって撤収されるよう要請を要求します。

記

年 月 日 時

(課 係)

4 災害対策資料

4-1 土砂災害警戒地区

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
土石流	字朱鞠内	学校1号の沢川	I-06-0190	平成25年9月10日	○	○
土石流	字朱鞠内	学校2号の沢川	I-06-0200	平成25年9月10日	○	○
土石流	字朱鞠内	学校3号の沢川	I-06-0210	平成25年9月10日	○	○
急傾斜地の崩壊	字朱鞠内	幌加内朱鞠内1	I-0-454-454	平成25年9月10日	○	○
急傾斜地の崩壊	字朱鞠内	幌加内朱鞠内2	II-0-432-432	平成25年9月10日	○	○
土石流	字朱鞠内	朱鞠内右の沢川	I-06-0220	平成25年9月10日	○	○
急傾斜地の崩壊	字朱鞠内	幌加内朱鞠内3	II-0-433-433		○	○
急傾斜地の崩壊	字朱鞠内	幌加内朱鞠内4	II-0-434-434		○	○
急傾斜地の崩壊	字朱鞠内	幌加内朱鞠内5	II-0-435-435		○	○
地すべり	字朱鞠内	朱鞠内	0-65-65		○	—
地すべり	字政和第一	浅瀬川	0-80-500		○	—
土石流	字添牛内	添牛内寺の沢川	I-06-0180		○	—
土石流	字長留内	スキー場右の沢川	II-06-0170		○	○
土石流	字長留内	スキー場左の沢川	II-06-0160		○	○

注) 指定年月日が空欄の区域は未指定です。

4-2 指定緊急避難所、指定避難所及び福祉避難所

施設区分	施設名称	所在地
指定緊急避難場所	下幌加内会館	幌加内町字下幌加内
指定緊急避難場所	元沼牛小学校グラウンド	幌加内町字沼牛
指定緊急避難場所	沼牛会館	幌加内町字沼牛
指定緊急避難場所	沼牛生活改善センター	幌加内町字沼牛
指定緊急避難場所	沼牛研修センター	幌加内町字沼牛
指定緊急避難場所	新成生会館	幌加内町字新成生
指定緊急避難場所	弥運内会館	幌加内町字弥運内
指定緊急避難場所	長留内会館	幌加内町字長留内
指定緊急避難場所	平和会館	幌加内町字平和
指定緊急避難場所	幌加内支署	幌加内町字平和
指定緊急避難場所・指定避難所	幌加内高等学校	幌加内町字平和
指定緊急避難場所	親煙会館	幌加内町字親和
指定緊急避難場所	保健福祉総合センター	幌加内町字親和
指定避難所・福祉避難所	町立幌加内診療所	幌加内町字親和
指定緊急避難場所	生涯学習センター	幌加内町字親和
福祉避難所	特別養護老人ホーム テルケア	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所・指定避難所	幌加内小学校	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所	幌加内小学校グラウンド	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所・指定避難所	幌加内中学校	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所	幌加内中学校グラウンド	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所	山村広場	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所	中央生活改善センター	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所・指定避難所	農業活性化センター	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所	交流プラザ	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所・指定避難所	町民研修センター	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所・指定避難所	中央公民館	幌加内町字幌加内
指定緊急避難場所	東栄会館	幌加内町字東栄
指定緊急避難場所	振興会館	幌加内町字振興
指定緊急避難場所	上幌加内会館	幌加内町字上幌加内
指定緊急避難場所	元政和小学校グラウンド	幌加内町字政和
指定緊急避難場所・指定避難所	政和コミュニティセンター	幌加内町字政和
指定緊急避難場所	町民保養センター	幌加内町字政和
指定緊急避難場所	政和研修センター	幌加内町字政和
指定緊急避難場所	元添牛内小学校グラウンド	幌加内町字添牛内
指定緊急避難場所・指定避難所	添牛内コミュニティセンター	幌加内町字添牛内
指定緊急避難場所	添牛内地区公民館	幌加内町字添牛内
指定緊急避難場所	朱鞠内小学校	幌加内町字朱鞠内
指定緊急避難場所	朱鞠内小学校グラウンド	幌加内町字朱鞠内
指定緊急避難場所・指定避難所	朱鞠内コミュニティセンター	幌加内町字朱鞠内
指定緊急避難場所	朱鞠内老人福祉寮 延寿荘	幌加内町字朱鞠内
指定緊急避難場所	レークハウス	幌加内町字朱鞠内
指定緊急避難場所	ふれあいの家「まどか」	幌加内町字朱鞠内
指定緊急避難場所	元母子里小中学校グラウンド	幌加内町字母子里
指定緊急避難場所・指定避難所	母子里コミュニティセンター	幌加内町字母子里

4-3 危険物貯蔵所等所在一覧

事業所名	所在地	電話番号	施設名	品名	最大数量 L	備考
(有) アイテック幌加内	字幌加内	36-2077	給油取扱所	ガソリン	10,000	
			給油取扱所	軽油	20,000	
			給油取扱所	オイル	1,800	
			移動タンク貯蔵所	灯・軽	3,750	
			一般取扱所	灯油	10,000	
			一般取扱所	灯油	9,500	
			地下タンク貯蔵所	灯油	47,800	
きたそらち農業協同組合 幌加内支所 幌加内給油所	字幌加内	35-2021	給油取扱所	ガソリン	30,000	
			給油取扱所	軽油	58,000	
			給油取扱所	灯油	48,000	
幌加内町そば乾燥調製施設 (そば日本一の館)	字振興	35-2021	地下タンク貯蔵所	灯油	10,000	
幌加内町そば乾燥調製施設 (そば日本一の牙城)	字振興		地下タンク貯蔵所	灯油	20,000	
			一般取扱所	灯油	3,100	
三津橋産業(株) 幌加内給油所	字幌加内	35-2334	給油取扱所	ガソリン	15,000	
			給油取扱所	灯・軽	25,000	
			移動タンク貯蔵所	灯・軽	3,750	
			移動タンク貯蔵所	灯・軽	3,750	
三津橋建設(株) 添牛内給油所	字添牛内	37-2227	給油取扱所	灯油	9,500	
			給油取扱所	軽油	9,500	
			移動タンク貯蔵所	灯・軽	4,000	
三津橋建設(株) 朱鞠内給油所	字朱鞠内		給油取扱所	軽油	20,000	
幌加内町立幌加内診療所	字幌加内	35-2321	地下タンク貯蔵所	重油	10,000	
レークハウスしゅまりない	字朱鞠内	38-2029	地下タンク貯蔵所	重油	10,000	
朱鞠内小学校	字朱鞠内	38-2053	地下タンク貯蔵所	灯油	10,000	
幌加内小学校	字幌加内	35-2012	地下タンク貯蔵所	重油	10,000	
士別地方消防事務組合 消防署幌加内支署	字平和	35-2246	地下タンク貯蔵所	重油	10,000	
幌加内高等学校	字平和	35-2405	地下タンク貯蔵所	灯油	3,000	
			地下タンク貯蔵所	重油	10,000	
ふれあいの家まどか	字朱鞠内	38-2266	地下タンク貯蔵所	灯油	10,000	
幌加内町民保養センター せいわ温泉ルオント	字政和	37-2070	地下タンク貯蔵所	重油	10,000	
株式会社コスモバイオス 抽出工場	字振興	35-2481	地下タンク貯蔵所	灯油	5,000	
幌加内町保健福祉総合センター	字親和	35-3090	地下タンク貯蔵所	重油	10,000	
幌加内町生涯学習センター	字親和	35-2177	地下タンク貯蔵所	灯油	8,000	
幌加内町交流プラザ	字幌加内	35-2356	地下タンク貯蔵所	灯油	6,000	
幌加内町農産加工総合研究センター	字平和	35-2275	地下タンク貯蔵所	灯油	10,000	
北海道大学北方生物圏フ ィールド科学センター 森林圏ステーション北管 理部雨龍研究林	字母子里	38-2125	簡易タンク貯蔵所	ガソリン	597	

4-4 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

(令和元年度10月23日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生日から速やかに借上げ、提供

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生日から1箇月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生日から（教科書）1箇月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200 円以内 小人（12歳未満） 172,000 円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

4-5 除雪作業基準

1 国道路線（札幌開発建設部深川道路維持事業所）

種類	除雪目標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を完全に確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な退避所を設ける。夜間除雪は行わない。

2 道道路線（旭川土木現業所）

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保は原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時において降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日未満	2車線以上の幅員確保は原則とするが、状況によっては、1車線幅員で退避所を設ける。 異常降雪時には約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な退避所を設けることを原則とする。 状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。

3 町道（幌加内町建設課）

1車線確保を原則とし、夜間は除雪を行わない。

4 除雪作業路線等

国道・道道及び町道の除雪作業は、各機関の除雪基準により除雪作業面による。

4-6 ヘリコプター着陸発着可能地

離着陸場名	所在地	土地の状況	
		長さ (m)	幅 (m)
旧沼牛小学校グラウンド	幌加内町字沼牛 1682 番地	60	100
山村広場	幌加内町字幌加内 926 番地 1	90	150
幌加内中学校グラウンド	幌加内町字幌加内 4596 番地の 23	100	150
旧政和小学校グラウンド	幌加内町字政和第二 5198 番地	60	100
旧添牛内小学校グラウンド	幌加内町字添牛内 6277 番地	60	100
朱鞠内小学校グラウンド	幌加内町字朱鞠内 6414 番地の 18	60	100
旧母子里小中学校グラウンド	幌加内町字母子里 8790 番地の 1	60	100
幌加内町除雪センター	幌加内町字幌加内 4739 番地の 1	60	90
三津橋建設(株)敷地	幌加内町字添牛内 5912 番地 2	80	80
母子里クリスタルパーク敷地内	幌加内町字母子里 10807 番地	50	50

4-7 幌加内町湖水・山岳遭難等の搜索救助対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幌加内町における湖水・山岳遭難者及び行方不明者等の搜索・救助活動を円滑適正に行うことを目的とする。

(対策本部の設置及び廃止)

第2条 町長は、遭難者等の家族又は関係機関から別表2により搜索願が提出された場合、必要に応じた規模の遭難対策本部（以下「対策本部」という。）を設置、又必要と認める場合は現地本部を設置して遭難の救助にあたる。なお、幌加内町災害対策本部が設置されたときは、幌加内町地域防災計画による。

2 搜索救助活動が終了したとき対策本部を廃止する。

(対策本部の組織)

第3条 対策本部は、幌加内町、士別地方消防事務組合消防署、士別地消防事務組合幌加内町消防団及び幌加内支署、士別警察署、北空知森林管理署、北海道大学北方圏フィールドセンター森林圏ステーション雨竜研究林、朱鞠内湖淡水漁業協同組合等の関係機関で組織する。なお、搜索救助の規模に応じた関係機関で組織することができる。

2 対策本部長は、必要と認めるときは対策本部に班を編成し、搜索・救助活動を実施するものとする。所掌分担は、別表のとおりとする。

(本部員会議)

第4条 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集し、搜索方針等について協議する。

2 本部員会議は、班長及び関係機関の代表者で構成する。

(他団体に対する応援要請)

第5条 本部長は、必要に応じ、他団体に対し応援を要請することができる。

(経費の負担)

第6条 搜索・救助活動に要した経費は、原則として遭難者等の家族又はその関係機関の負担とする。ただし、その経費全部又は一部につき負担能力にかけるときは、町において協議のうえ措置するものとする。

第7条 前各条に定めるもののほか対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表 1

幌加内町湖水・山岳遭難等の搜索救助対策本部所掌分担表

- 1 本部長は幌加内町長、副本部長は幌加内町副町長及び消防団長があたる。
 - (1) 本部長は本部を統括し、本部員会議の議長となる。
 - (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代理する。
 - (3) 現地本部が設置されたときの現地本部長は副本部長（副町長）、副現地本部長は総務課長があたる。

- 2 幌加内町内を所管する関係出先機関の代表は、本部付とする。

- 3 班長は、その都度本部長が任命し、所掌分担は次のとおりとする。
 - *総務班（総務部）
 - 1 対策本部の設置、廃止に関すること。
 - 2 情報の収集整理に関すること。
 - 3 本部会議に関すること。
 - 4 他団体に対する応援要請に関すること。
 - 5 搜索費の経理に関すること。
 - 6 各班の連絡調整に関すること。
 - 7 搜索記録に関すること。
 - 8 その他各班に属しないこと。
 - *連絡通信班（総務部）
 - 1 通信機の確保に関すること。
 - 2 本部（現地本部）と現地搜索隊との連絡に関すること。
 - *補給班（民生部）
 - 1 搜索救助活動に必要な装備等の調達に関すること。
 - 2 搜索隊員及び本部員の給食に関すること。
 - *衛生班（医療部）
 - 1 遭難者の医療救護に関すること。
 - 2 搜索活動中における搜索隊員の医療救護に関すること。
 - *輸送班（土木部）
 - 1 連絡者・輸送車の確保、配車に関すること。
 - 2 搜索隊員等、装備及び給食の輸送、輸送全般に関すること。

- 4 搜索・救助隊長及び副搜索・救助隊長は、搜索・救助隊員の中からその都度本部長が任命する。

搜索・救助隊長は、関係機関の搜索・救助隊長と相互に連絡協調を図りながら本部会議で定められた搜索方針に基づき、搜索・救助にあたる。

* 捜索・救助班（民生部）

- 1 捜索・救助班の編成は、各班3～5名程度とする。
- 2 班員は、各部の部員をもってあてる。
- 3 捜索・救助の内容により、現地に詳しい隊員をそれぞれ各班に配置すること。
- 4 各班は、無線機を携行すること。

別表2（第2条関係）

捜 索 依 頼 書

平成 年 月 日

幌加内町長 様

依頼者
住 所
氏 名
電話番号
行方不明者との関係

次の者が、行方不明となっていると思われますので、捜索を依頼します。
また、留意事項について承諾します。

氏名		性 別		生年 月日	H・S T・M	年	月	日 歳
住所				電話 番号				
遭難者 の状況				遭難 場所				
氏名		性 別		生年 月日	H・S T・M	年	月	日 歳
住所				電話 番号				
遭難者 の状況				遭難 場所				

【留意事項】

- 1 天候、現場の状況及び時間帯により、捜索できない場合があります。
- 2 捜索の方法については、幌加内町長に一任すること。
- 3 捜索に係る経費は、遭難した者又は捜索を要請した者の負担となります。